

身体拘束適正化のための指針（基本方針）

2024年7月1日 制定

本指針は、獨協医科大学病院（以下「本院」という。）において、患者さんの尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人一人が拘束による身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、緊急・やむを得ない場合を除き身体拘束をしない診療・看護の提供に努めることを目的とする。

1. 身体拘束適正化に関する基本的な考え方

本院の理念に基づき、患者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない診療・看護の提供に努める。

（1）身体拘束禁止の基準

医療サービス提供にあたって、患者の生命または身体を保護するため、緊急・やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他患者の行動を制限する行為を禁止する。

（2）緊急・やむを得ない場合の例外三原則

患者個々の、心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束をしないケアの提供を行うことを原則とする。例外的に以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うこととする。

- ① 切迫性：患者本人または、他の患者等の生命または身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと。
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体拘束を行う場合には、以上の三つの要件を全て満たすことを条件とする。

2. 身体拘束適正化に向けての基本方針

（1）身体拘束の原則禁止

本院においては、原則として身体拘束及び行動制限を禁止する。

身体拘束その他入院患者の行動を制限する行為にあたるものとして、厚生労働省「身体的拘束ゼロへの手引き」の中であげている行為を示す。

（身体拘束に該当する具体的な行動）

- ・徘徊しないように、車椅子や椅子・ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ・転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ・自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。

- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る。
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように又は皮膚をかきむしらないよう手指の機能を制限するミトン型手袋等をつける。
- ・車椅子・椅子からずれ落ちたり、立ち上がったりにしないように、腰ベルト、車椅子テーブルを付ける。
- ・立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ・脱衣やオムツ外しを制限する為に、つなぎ服を着せる。
- ・他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッド等に体幹や四肢を紐等で縛る。
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人または他の患者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明同意（行動制限（抑制・拘束）についての説明書）を得て行うこととする。

また、身体拘束を行った場合は、医師・看護師を中心に十分な観察を行うとともに、経過記録を行い、できるだけ早期に拘束を解除するように努める。

(3) 身体拘束禁止の対象としない具体的な行為

本院では、肢体不自由や体幹機能障害があり残存機能を活かすことができるよう、安定した体位を保持するための工夫として実施する行為については、身体拘束等禁止の行為の対象とはしないこともある。

- ① 整形外科治療で用いるシーネ固定等
- ② 点滴時のシーネ固定
- ③ 自力座位を保持できない場合の車椅子ベルト
- ④ 患者を転倒や離院などのリスクから守る事故防止対策（離床センサー等）
- ⑤ 精神病床における身体拘束の取扱いについては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による。

(4) その他の日常ケアにおける基本方針

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

- ・患者主体の行動、尊厳ある生活に努める。
- ・言葉や対応などで、患者の精神的な自由を妨げないように努める。
- ・患者の思いをくみ取り、患者の意向に沿った医療を提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応を行う。
- ・患者の安全を確保する観点から、患者の身体的・精神的安楽を妨げるような行為は行わない。
- ・「やむを得ない」と拘束に該当する行為を行っていないか、常に振り返りながら患者に主体的な入院生活を適時していただけるように努める。

3. 施設内の組織に関する事項

(1) 身体拘束適正化委員会の設置

- ・本院では、適切な身体拘束適正化を推進し、諸課題の改善に当たることを目的に、身体拘束適正化委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- ・前項に規定する委員会の組織及び運営については、「身体拘束適正化委員会規程」に定める。

(2) 身体拘束最小化チームの設置

- ・本院では、適切な身体拘束の実施状況の把握・分析・評価を行うことを目的に身体拘束適正化委員会の下部組織として身体拘束最小化チーム（以下「最小化チーム」という。）を設置する。
- ・前項に規定する最小化チームの組織及び運営については、「身体拘束最小化チーム運用要綱」に定める。

4. やむを得ず身体拘束を行う場合（緊急時の対応、注意事項）

本人または他の患者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、本院医療事故防止対策マニュアルの「行動制限（身体抑制・拘束）」に則り、実施する。

5. 身体拘束廃止、改善のための職員研修

医療に携わる全ての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行うこととする。

- ① 毎年研修プログラムを作成し、年1回以上の研修教育を実施する。
- ② 新任者に対する身体拘束廃止、改善のための研修を実施する。
- ③ 新規採用時に研修を実施する。

6. この指針の閲覧について

本院での身体拘束適正化のための指針は、院内にて閲覧できるようにすると共に、本院のホームページにも公表し、いつでも患者及び家族が自由に閲覧できるものとする。

7. 本指針の改廃

本指針の改廃は、身体拘束適正化委員会の承認の上、病院運営委員会常任委員会及び診療部長会議の議を経て病院長の承認を得るものとする。